

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）C支店に雇用され、平成〇年〇月からは同支店長として、さらに平成〇年〇月からはD支店長も兼務して就労していたが、請求人によれば、平成〇年〇月ころから手先がしびれ、倒れそうな感じを自覚したとして、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「ストレス反応（不安、抑うつ感）」と診断され、さらに、同年〇月〇日、F病院に受診し、「パニック障害」と診断され、同年〇月〇日、G病院に転医し、「パニック障害、抑うつ状態」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.22 適応障害 混合性不安抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月〇日としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、H医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人らは、①監督署長及び審査官の時間外労働時間数の認定には、D支店長として就労した労働時間が全く加味されておらず、会社側の嘘の申述等のみを採用した不適切なもので、部下の申述や追加提出した嘆願書の内容等を踏まえれば、発病前6か月における時間外労働時間数は136時間から160時間となること、②発病

前6か月の期間において、Iに出張し、2週間以上にわたる連続勤務を行ったこと、③発病前6か月の期間において、2回目のD支店長兼務を命ぜられており、これを出来事として評価すべきであること、④J常務から不倫をもちかけられ、性的関係をもったこと、を主張している。

(5) 上記①の出来事についてみると、次のとおりである。

当審査会として、本件一件記録を精査したが、タイムカード等請求人の労働時間を客観的に把握することができる証拠は何ら存在しないことから、時間外労働時間数を適正に算定することは不能といわざるを得ない。また、会社関係者の申述等を踏まえ時間外労働時間数を推算するとしても、そもそも〇年以上前の出来事に係る記憶の信憑性には疑義があることから、適正に推算することも困難といわざるを得ない。

そうした状況において、なお、仮に、会社関係者の申述等がおおむね事実にあつた内容であるとの前提の下、可能な限り客観的かつ合理的に推認できる労働時間から請求人の時間外労働時間数を推算すると、以下のとおりである。

ア 始業時刻について

請求人は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、会社の所定始業時刻は午前9時からとなっていたが、いつも午前8時30分から同50分頃までには出勤していた旨述べている。

請求人以外の申述をみるに、K専務は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、被災者は管理者であったので、遅くとも午前8時30分頃にはC支店へ出勤していたと思うと述べ、また、Lは、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、請求人は朝早くから営業社員の電話連絡を受けたりしていたので、午前8時50分くらいにバタバタと出勤していたとしている。

以上の申述を踏まえると、請求人は、日頃、おおむね午前8時50分までに出勤していたものと推認される。

これに加え、Mが、平成〇年〇月〇日付け嘆願書において、営業担当者は、午前9時に始まる朝礼までの間、請求人やNの指示を受け、朝礼が終わったらすぐ営業に出発できるよう当日の仕事の準備をしていた旨述べていることを併せ勘案すると、請求人は、出勤してから朝礼までの間、業務を行っていたものと推認されることから、請求人の始業時刻は、おおむね午前8時50分頃とみるのが妥当と考えられる。

なお、Lは、請求人が始業前に前日の営業活動の報告を受けていた旨述べるが、朝報告があるのは、前日請求人に報告できなかった者に限られること、請求人は前記聴取書において、朝報告がある旨を述べていないことを併せ勘案すると、Lの当該申述を踏まえて始業時刻を推認することはできない。

また、Lは、平成〇年〇月〇日付け「厚生労働省労働保険審査会御中」で始まる書面において、請求人の出勤時刻を午前8時30分頃と訂正している。前記聴取書の聴取時において、Lが、会社にとって不利となるような申述をしないよう会社側から圧力をかけられていた、ないしは、会社にとって不利となるような申述を自主的に控えたとみるべき事情もないところ、Lの当該書面は、誤りのない旨自ら署名、押印した聴取書の内容を、数か所にわたり結果的に請求人にとって有利な内容に訂正するものであることから、信憑性を欠くものといわざるを得ず、当該書面の訂正内容を採用することはできない。

イ 休憩時間について

(ア) 昼の休憩

営業活動中の昼の休憩に関し、請求人は、上記聴取書において、正午頃に同じ地区の営業をしている部下と集合し、昼食を取りながら午前中の営業活動の報告を受け、他の地区の部下からの報告と合わせC支店に数字の報告をしなければならなかったため、昼食は詰め込むという感じで、昼休みというものはなかった旨述べている。

Lは、上記聴取書において、昼はチームで集合し、喫茶店等で1時間休憩していたと述べるとともに、各チームの主任が、営業成績について請求人に電話報告していたとしている。また、Mは、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、昼はチームで集まって、1時間くらい昼食を取りながらミーティングをしていたと述べている。

以上の申述を踏まえると、請求人は、営業活動中の昼の休憩時において、他のグループを含め部下から報告を受け、それらを踏まえC支店に報告を行っていたものと推認され、当該業務に10分から15分程度の時間を要したものとみるのが妥当と考えられる。したがって、請求人の昼の休憩時間はおおむね45分程度と推認される。

(イ) 営業活動中の休憩

Lは、上記聴取書において、営業は徒歩で巡回するため、自身は1時間程度巡回したら10分から15分程度休憩を取っており、休憩なしでは体力的に続かないので、他の営業社員も区切りの良いところで休憩を取っていたものと思う旨述べている。また、Mは、上記聴取書において、営業は地方が多く、途中トイレを済ませたり、公園があつたりすれば2、3分休憩して水分補給をすることはあつたが、公園では目立つためゆっくり休憩することはなかった旨や、請求人の休憩の取り方は分からないが、請求人は当時体がきつそうで、現場まで請求人の車で行っていたので、車の中で休憩していたかもしれない旨述べている。

以上の申述を踏まえると、請求人は営業活動中、延べ30分程度は休憩を取っていたものとみるのが妥当と考えられる。

(ウ) 夜間の営業活動前の休憩

請求人は、上記聴取書において、夜間の営業活動等に関し、午後6時頃（夏場を除く）まで個人宅を訪問し、その後集合して部下の数字の確認を行い、午後6時30分頃までにC支店に報告していた旨や数字が悪いときは、30分程度時間を空けてから夜間の訪問を行っていた旨述べている。

Lは、上記聴取書において、夕方は、午後5時30分から午後6時頃までに集合し、夜間の訪問を行う者は夕食を取り午後7時頃から午後8時30分ないし午後9時頃まで夜間の訪問をしていたとしている。また、Nは、平成〇年〇月〇日当審査会受付嘆願書において、家庭の夕食時間は避けるという指示が出ていたため、1時間ほど喫茶店などで休憩し、喫茶店などがないところでは車で時間をつぶしていた旨述べ、請求人の1日の休憩時間を2時間くらいとしている。

以上の申述を踏まえると、請求人は夜間の営業活動前に1時間程度の休憩を取っていたものとみるのが妥当と考えられる。

(エ) 上記（ア）ないし（ウ）から、請求人は、夜間の営業活動を行わない日は延べ1時間15分程度、夜間の営業活動を行う日は延べ2時間15分程度の休憩を取ったものとみるのが妥当と考えられる。

ウ 終業時刻について

請求人は、上記聴取書において、営業後はC支店の駐車場で解散し、自宅へ帰るのは夜間の訪問をしなければ午後8時頃、夜間の訪問を行ったら午後

10時から11時頃で、午後8時頃に帰ることは月に10日もなかった旨述べている。

Lは、上記イ（ウ）でみた申述に加え、同聴取書において、月の3分の2くらいは午後9時頃まで働いていたとし、Mは、上記聴取書において、C支店の駐車場に帰ってくるのは、午後8時とか9時頃で、遅いときで午後10時ということもあり、早いときは午後5時、6時ということもあったが、月に1回あるかないかであったと述べている。また、Nは、上記嘆願書において、月の7割くらいは夜の訪問をするので、午後10時までの勤務となり、それ以外は午後7時までの勤務であったとしている。

これら会社関係者の申述を踏まえると、当審査会としては、月の3分の1に当たる夜間の営業活動を行わない日にあっては遅くとも午後6時30分頃までには営業活動を終了し、C支店に戻るのは午後7時前後、月の3分の2に当たる夜間の営業活動を行う日にあってはおおむね午後9時頃に営業活動を終了し、支店に戻るのは平均して午後9時30分頃とみるのが妥当と考えられる。

なお、請求人が営業活動終了後、部下から営業活動の報告を受けていたものと客観的に推認されることから、当該所要時間として、前記時刻にそれぞれ10分を加えた時刻をもって請求人の終業時刻とするのが妥当と考えられる。

エ 休日について

請求人は、上記聴取書において、顧客とアポイントが取れば日曜日も営業し、それが当たり前ようになっていた旨述べている。

Lは、上記聴取書において、自身が入社した頃、請求人は出張していた現場が終了し帰ってくるとぐったりと疲れきり、2、3日は疲れて動けない様子で、有給休暇や振替休日を取得していたと述べている。また、Mは、上記聴取書において、日帰りできる現場のときは、基本日曜日が休日であったが、車で移動できる社員は、顧客の都合に合わせ日曜日も仕事をしていたとし、Nは、上記嘆願書において、会社の営業社員は、月1日休むことができれば御の字で、請求人は毎日休みなしでバリバリ働き、部下にも休日出勤を強要したとしている。

M、Nの申述を踏まえると、請求人は、所定の休日である日曜日も相応の

頻度で出勤していた可能性が窺われるものの、発病前6か月の期間中、具体的に何月何日の日曜日に出勤したのかは不明であり、営業活動終了後に取得していたとされる有給休暇や振替休日も、具体的にいつ取得したのかは定かでない。

したがって、当審査会としては、就業規則で定められた所定の休日、すなわち日曜日、祝日及び年末年始に休んだものとして時間外労働時間を推算せざるを得ないものとする。

オ 上記アないしエを踏まえて請求人の時間外労働時間を可能な範囲で推算すると、本件疾病発症前1か月は60時間程度、同2か月目は81時間程度、同3か月目は86時間程度、以下同様に80時間程度、49時間程度、76時間程度となる。請求人の時間外労働時間数は、これより多少長い可能性もあるものの、客観的・合理的に推算することができない以上、当審査会として斟酌することはできない。

なお、会社関係者の申述を踏まえると、請求人は、発病前6か月の期間のうち全部ないし一部の期間において、事実上D支店の支店長を兼務し、相当の日数D支店において業務を行っていたものと認められるところ、当審査会としては、D支店における請求人の業務の詳細は客観的に定かでないことから、C支店と同様の形態で業務を行い、就業時間はC支店と同程度とみなさざるを得ないものとする。この場合、C・D間の移動は、出張業務における所定労働時間内の移動とみなすべきものであることから、当該移動時間を労働時間に加える必要があるとの再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）の主張を採用することはできない。

カ 以上みたところによると、上記①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するところ、請求人の時間外労働時間数として推算される時間数は、心理的負荷が「強」となる例として認定基準別表1に掲げられた時間数には至らないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものである。

(6) 上記②の出来事についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日受付意見書において、発病前6か月以内に、新人を連れて移動日を入れると〇日間くらいIへ出張したと述べている。

この I への営業活動のための出張について、Mは、上記聴取書において、平成〇年〇月〇日の入社後、すぐに営業の研修を受け、研修が終了してすぐに、請求人ともう一人の社員の計 3 人で I へ 3 週間くらい出張したとしている。

Mの申述から、請求人が主張するように、I へ 3 週間程度営業活動のための出張に行ったことは事実としてあったものと推認されるものの、当該出張の具体的な日時は定かではなく、また、当該出張期間中における休日取得の有無についての客観的な証拠も認められない。

したがって、当審査会としては、3 週間程度の出張を行ったとの会社関係者の証言をもって、認定基準別表 1 の具体的出来事「2 週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当するものとみることはできないと判断する。

(7) 上記③の出来事についてみると、請求人は、上記聴取書において、うつ病になった P のフォローをするため、平成〇年から再び D 支店に通わなければならなくなったが、何月からだったかは覚えていないとしている。

この点について、Pは、平成〇年〇月〇日付け「労働保険審査会の調査へ協力をお願い」と題する文書において、請求人が D 支店へフォローするために行った年月日を平成〇年〇月頃からと回答している。他方、Lは、上記聴取書において、平成〇年〇月頃、請求人は月の半分くらいは D 支店に行っていた旨述べており、請求人が事実上再び D 支店の支店長を兼務したとされる具体的な時期は定かでない面があるものの、請求代理人の主張を踏まえ、この出来事を発病前おおむね 6 か月の間の出来事として評価すると、認定基準別表 1 の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

請求人は、両支店の支店長を兼務することにより、それぞれの営業面及び管理面に配意しなければならないことから、相応の心理的負荷があるものと推認され、これに時間外労働時間数も加味すれば、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(8) 上記④の出来事についてみると、請求人と J 常務の関係について、Nは、上記嘆願書において、J 常務をカラオケやダンスに引っ張り出していたのは請求人で、J 常務は、請求人が労災請求に関連しセクハラがあったと主張していることに大変怒っていた旨述べており、請求人と J 常務が性的関係をもったとき

れることについては、事実関係が不明であるといわざるを得ず、これを出来事として評価することはできない。

なお、仮に事実であったとしても、請求代理人が主張する経緯からすると、少なくとも当該出来事を業務による出来事として評価することはできないと判断する。

- (9) 上記(5)ないし(8)のとおり、請求人には、本件疾病発病前おおむね6か月の間において、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」及び「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当する出来事が認められるが、このうち「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」は、他に評価する出来事がない場合に評価する項目であり、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」と併せて評価し得ないものである。

したがって、請求人の本件疾病発病前6か月の間における出来事として、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当する出来事が認められ、その心理的負荷の総合評価は「中」である。

なお、請求人には客観的かつ合理的に推認できる範囲において恒常的長時間労働は認められないことから、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当する出来事の心理的負荷の総合評価は「中」のままで変わらない。

- (10) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべきものはない。
- (11) 以上を総合すると、請求人には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ認められるが、その業務による心理的負荷の強度は「強」に至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。